山口市UJIターンお試し暮らし賃貸住宅の概要

　UJIターンを促進するため、市内への移住を希望する者に対し、一定期間、市内の賃貸住宅に居住して就職活動や起業・創業前の準備、並びに住居等の下見を行うのに必要な家賃の一部を支援する。

【補助対象者】

・山口県外に居住し、市内への移住を希望する者。

・市内の賃貸住宅について契約をされた者。

・市内で就職活動、起業・創業前の準備、並びに住宅の下見を行う者。

・賃貸住宅の所有者等が入居者の3親等内の親族でない者。

・他の公的制度による家賃補助を受けていない者。

・市税等の滞納がない者。

・滞在期間内に、本市の相談窓口を訪問すること。

【対象となる賃貸住宅】

・市内の借家、賃貸アパートで、補助対象者が家賃を支払うもの。公営住宅及び雇用促進住宅は対象外とする。

【補助金額・補助期間】

・補助金額は、家賃及び付帯する駐車場の使用料（ただし、共益費は対象外とする。）の月額の2分の1以内の額（補助金額に千円未満の端数が生じたときはこれを切り捨てた額）とし、5万円を上限とする。補助期間は、契約がなされた最初の1ヶ月とする。1月を越えた部分については、補助対象外となるため、移住希望者自身が負担する。

【補助金の申請・交付】

・補助金の申請は、入居の１０日前に行う。契約期間満了後、補助金額を確定し交付する。

【申請の流れ】

交付申請

交付決定

内容に変更が生じた場合

変更の承認

交付請求

補助金の支給

補助金交付申請書（様式第1号）によって申請する。

〈添付書類〉

・住民票の写し

・滞納がないことの証明書

補助金交付申請書の書類を審査後、補助金交付決定通知書（様式第2号）を送付する。

変更等承認申請書（様式第3号）によって申請する。

〈添付書類〉

・変更点が分かるもの

・変更後の住民票の写し（変更があれば）

変更等承認申請書の書類を審査後、承認通知書（様式第4号）を送付する。

契約期間終了後、補助金交付申請書（様式第5号）によって申請する。

〈添付書類〉

・賃貸契約書の写し

・経費を支払ったことがわかる書類

補助金交付申請書の受理後、2週間以内に補助金を交付する。